

人事委員会の委員長、事務局長等の専決に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年四月二十二日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第十二号

人事委員会の委員長、事務局長等の専決に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会の委員長、事務局長等の専決に関する規則（昭和六十二年仙台市人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(委員長専決事項)</p> <p>第三条の二 委員長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 職員（課長の職（これと同等の職を含む。<u>次条第二十七号及び第二十九号</u>において同じ。）以上の職にある者を除く。）の任免に関する事</p> <p>三 [略]</p> <p>四 委員の職にある者の内国旅行命令に関する事</p> <p>[五～七 略]</p> <p>(事務局長専決事項)</p> <p>第四条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[一～二十六 略]</p> <p>二十七 事務局長、次長、参事及び課長の職にある者の内国旅行命令及び次長の職以下の職にある者の短期の外国旅行命令に関する事</p> <p>[二十八～三十三 略]</p> <p>(課長専決事項)</p> <p>第五条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 係長の職（これと同等の職を含む。次号において同じ。）以下の職にある者の内国旅行命令に関する事</p> <p>三 係長の職以下の職にある者の週休日の指定及び変更、週休日の変更に伴う勤務時間の割振り、超過勤務命令並びに休暇に関する事</p> <p>四 [略]</p>	<p>(委員長専決事項)</p> <p>第三条の二 委員長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 職員（課長の職（これと同等の職を含む。<u>次条第二十九号</u>において同じ。）以上の職にある者を除く。）の任免に関する事</p> <p>三 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>[四～六 略]</p> <p>(事務局長専決事項)</p> <p>第四条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[一～二十六 略]</p> <p>二十七 外国旅行に関する事</p> <p>[二十八～三十三 略]</p> <p>(課長専決事項)</p> <p>第五条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 内国旅行に関する事</p> <p>三 係長の職（これと同等の職を含む。）以下の職にある者の週休日の指定及び変更、週休日の変更に伴う勤務時間の割振り、超過勤務命令並びに休暇に関する事</p> <p>四 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第三条の二から第五条までの規定は、令和八年四月一日から適用する。

(人事委員会事務局審査給与課)